

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：

日南市簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和29年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	日南市	職員数 (H23. 4. 1現在)	
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	89.7 (21年度)	財政力指数	0.382 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	- (年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	96.3 (21年度)	実質公債費比率 (%)	17.0 (22年度)
		将来負担比率 (%)	143.4 (21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
- 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
- 該当なし

[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

合併期日 平成21年3月30日 合併前市町村：日南市、北郷町、南郷町

日南市、北郷町の簡易水道会計統合

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	簡易水道経営健全化計画
計画期間	H19～H27
計画策定責任者	日南市長 谷口義幸
既存計画との関係	集中改革プランとの連動
公表の方法等	ホームページ
基本方針	経営の効率化を図る

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.3%以上 6.5%未満	
				旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	
				旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	13,165.6	86,928.6	3,763.4	103,857.5
	補償金免除額	3,053.8	22,109.8	398.9	25,562.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	簡易水道事業債	13,166	86,928	3,763	103,857
合 計 (A)		13,166	86,928	3,763	103,857
一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		13,166	86,928	3,763	103,857

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6.3%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6.3%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																								
財務上の特徴	<p>現在、9簡易水道があり、山間部に4箇所、山地海岸部に4箇所、離島1箇所と点在しております。水源は、河川、浅井戸とそれぞれで取水していますが、森林伐採、道路整備等からの地形の変化や流域面積の狭小から、今後の水源確保が必要不可欠となってきます。また、人口は年々減少してきており、給水量、給水収益も、減少しております。施設については、老朽化が進み、維持管理費が増加してきており、施設の更新や簡易水道統合の整備が必要となります。</p> <p>経営収支状況は、H22の決算で、収入の主である給水収益が108百万円で、支出は、維持管理費60百万円、元利償還金68百万円、建設改良費92百万円の計220百万円で、不足額を企業債、補助金等で充当しています。それでも不足する金額を一般会計の繰入金により補っています。収入比率13%が一般会計繰入金になっています。</p> <p>よって、簡易水道は、給水収益による独立採算の経営はできない状況にあります。</p>																								
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 766 608 810">課題 ①</td> <td data-bbox="608 766 1457 810">維持管理費の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 810 1457 927">施設点検の徹底を図り、施設の維持管理に努める。早期発見、対応により、施設の大きな修繕をなくすとともに施設の延命を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 927 608 972">課題 ②</td> <td data-bbox="608 927 1457 972">施設投資計画の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 972 1457 1088">簡易水道の統合による設備投資に多額な資金が必要である。工事箇所の選定を行っていく。また、工事設計費の見直しも行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1088 608 1133">課題 ③</td> <td data-bbox="608 1088 1457 1133">適正な水道料金の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 1133 1457 1249">現在、コストに見合った料金設定がなされておらず、独立採算の経営ができていない状態であるが、極端な料金改定は難しいため、上水道と合わせて料金改定を行っていく。(H23.4 料金改定)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1249 608 1294">課題 ④</td> <td data-bbox="608 1249 1457 1294"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1294 608 1339"></td> <td data-bbox="608 1294 1457 1339"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1339 608 1384"></td> <td data-bbox="608 1339 1457 1384"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1384 608 1429"></td> <td data-bbox="608 1384 1457 1429"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1429 608 1473">課題 ⑤</td> <td data-bbox="608 1429 1457 1473"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1473 608 1518"></td> <td data-bbox="608 1473 1457 1518"></td> </tr> </table>	課題 ①	維持管理費の抑制	施設点検の徹底を図り、施設の維持管理に努める。早期発見、対応により、施設の大きな修繕をなくすとともに施設の延命を図る。		課題 ②	施設投資計画の見直し	簡易水道の統合による設備投資に多額な資金が必要である。工事箇所の選定を行っていく。また、工事設計費の見直しも行う。		課題 ③	適正な水道料金の確保	現在、コストに見合った料金設定がなされておらず、独立採算の経営ができていない状態であるが、極端な料金改定は難しいため、上水道と合わせて料金改定を行っていく。(H23.4 料金改定)		課題 ④								課題 ⑤			
課題 ①	維持管理費の抑制																								
施設点検の徹底を図り、施設の維持管理に努める。早期発見、対応により、施設の大きな修繕をなくすとともに施設の延命を図る。																									
課題 ②	施設投資計画の見直し																								
簡易水道の統合による設備投資に多額な資金が必要である。工事箇所の選定を行っていく。また、工事設計費の見直しも行う。																									
課題 ③	適正な水道料金の確保																								
現在、コストに見合った料金設定がなされておらず、独立採算の経営ができていない状態であるが、極端な料金改定は難しいため、上水道と合わせて料金改定を行っていく。(H23.4 料金改定)																									
課題 ④																									
課題 ⑤																									
留意事項																									

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	130	133	121	128	123	130	130	129	128	128	
		(1) 営 業 収 益 (B)	113	118	104	113	110	122	122	121	120	120
		ア 料 金 収 入	112	116	103	111	108	120	120	119	118	118
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	1	1	0	0	0					
		ウ そ の 他	0	1	1	2	2	2	2	2	2	2
		(2) 営 業 外 収 益	17	15	17	15	13	8	8	8	8	8
		ア 他 会 計 繰 入 金	16	14	16	13	12	8	8	8	8	8
	イ そ の 他	1	1	1	2	1						
	2 総 費 用 (D)	90	90	96	86	84	84	82	85	87	88	
		(1) 営 業 費 用	56	57	67	61	58	61	62	62	62	63
		ア 職 員 給 与 費	14	14	16	22	21	21	22	22	22	23
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0					
		イ そ の 他	42	43	51	39	37	40	40	40	40	40
		(2) 営 業 外 費 用	34	33	29	25	26	23	20	23	25	25
		ア 支 払 利 息	31	29	28	25	24	23	20	23	25	25
うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0							
イ そ の 他	3	4	1	0	2							
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	40	43	25	42	39	46	48	44	41	40		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	18	72	166	75	100	177	349	252	152	262	
		(1) 地 方 債	4	48	108	60	74	148	234	167	87	153
		資本 費 平 準 化 債										
		(2) 他 会 計 補 助 金	11	12	17	14	17	20	20	20	20	20
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			1		8	8	94	64	39	83
		(6) 工 事 負 担 金	3	4	1	1	1					
	(7) そ の 他		8	39			1	1	1	6	6	
	2 資 本 的 支 出 (G)	56	107	192	109	136	211	380	285	188	298	
		(1) 建 設 改 良 費	16	61	100	67	92	72	316	232	128	237
		うち 職 員 給 与 費										
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	39	45	91	42	44	139	64	53	60	61
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他	1	1	1									
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 38	△ 35	△ 26	△ 34	△ 36	△ 34	△ 31	△ 33	△ 36	△ 36		

(単位:百万円,%)

年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2	8	△1	8	3	12	17	11	5	4
積 立 金 (K)	9	2	5	3	6	15	15	15	5	5
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	14	7	13	7	12	9	6	8	4	4
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	7	13	7	12	9	6	8	4	4	3
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)										
実 質 収 支										
黒 字 (P)	7	13	7	12	9	6	8	4	4	3
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100.8	98.5	64.7	100.0	96.1	58.3	89.0	93.5	87.1	85.9
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	112	117	104	113	110	122	122	121	120	120
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	816	819	836	854	884	893	1,063	1,177	1,204	1,296

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	16	14	16	13	12	8	8	8	8	8
うち基準内繰入金	8	8	8	12	11	8	8	8	8	8
うち基準外繰入金	8	6	8	1	1	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	11	12	17	14	17	20	20	20	20	20
うち基準内繰入金	11	12	13	14	17	20	20	20	20	20
うち基準外繰入金			4							
合 計	27	26	33	27	29	28	28	28	28	28

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	—	—	72.2	87.1	84.2	90.5	90.5	86.5	80.4	79.3
資本費 (円又は%)	—	—	95.1	89.7	94.2	99.1	98.1	105.5	118.9	120.7
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	100.8	98.5	64.7	100.0	96.1	58.3	89.0	93.5	87.1	85.9
繰入金比率	収益的収入分 (%)	12.3	10.5	13.2	10.2	9.8	6.2	6.2	6.2	6.3
	うち基準内繰入金 (%)	6.2	6.0	6.6	9.4	8.9	6.2	6.2	6.2	6.3
	うち基準外繰入金 (%)	6.2	4.5	6.6	0.8	0.8				
	資本的収入分 (%)	61.1	16.7	10.2	18.7	17.0	11.3	5.7	7.9	13.2
	うち基準内繰入金 (%)	61.1	16.7	7.8	18.7	17.0	11.3	5.7	7.9	13.2
	うち基準外繰入金 (%)			2.4						

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100
 - (3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100
 - (4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100
 - (6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100
 - (7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100
 - ※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	コストに見合った料金設定が難しいため、上水道の料金設定と合わせて調整していく。 給水人口減少により、年々0.1%から0.5%の料金収入の減少を見込む。 平成23年度に料金改定を行い、改定率を17.8%とした。 未収金徴収対策については、督促状の発送、夜間徴収、滞納悪質者への停水処分を行う。
2 他会計繰入金の見込み	維持管理費の抑制、計画的な設備投資(建設改良)により、繰出基準内の繰入を基本にH22決算額と同額程度に抑えていく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	簡易水道統合のための施設整備を行う。 また、売却できる資産は無い。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	簡易水道統合計画による設備投資費(建設改良費)を含め収支計画を立てた。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	—	合併後の平成22年3月に策定した「市政創造計画（第一次日南市行財政改革大綱）」において、平成26年度までに職員数を72人削減（全職員）、また、「定員適正化計画」において、合併10年後の職員数を類似団体の平均にすることを掲げた。職員の適正な年齢構成等を考慮しながら、新規採用者を抑制することにより職員数の削減に取り組んでいく。 職員数：平成21年度 765人→平成23年度 755人 簡易水道については、合併により、北郷の2施設、南郷大島を追加した9簡易水道施設に対し3名のみ継続する。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	—	国家公務員にあわせた、俸給表の見直しを行った。(職務内容による俸給表) H18.4.1より地域手当については、該当しない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	—	対象職員なし
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	—	退職手当の支出なし。 (一般会計 退職時特別昇給については、H17.4.1廃止した。) 特殊勤務手当、停水手当、地域手当、年末年始手当については、存在なし
◇ 福利厚生事業のあり方	—	市町村共済組合により決定し、負担している。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	施設点検の徹底による、修繕箇所の早期発見、対応。前記により施設の延命を図っていく。 集金業務委託の見直しを行い、料金支払いの口座振替を推進していく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	①、②	専門職員の減少から、民間での施設点検業務委託(簡易な修繕を含む)を検討していく。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	③	上水道と合わせて料金改定を行う。平成23年度に料金改定実施、改定率 17.8% 売却できる資産は無い。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	—	決算については、HP、広報誌による情報公開
○ 行政評価の導入	③	公営企業においては現在のところ行政評価の導入は検討していない。
4 その他		大窪地区に新たに簡易水道が整備されたが、(平成11年度完成)維持管理費の激増を抑えるため、支弁職員について、1名のままとしている。 また、維持管理費では、使用量の増減時期を見極め配水流量の調整を行い、ポンプ動力費の抑制に努めており、薬品(次亜塩素酸ソーダ購入)は毎年、入札を行っている。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>9簡易水道施設に対し3名の支弁職員であり維持管理の現状からは、足りない状況である。 経営上から3名のまま継続する。 給与表の改定から旧給与表と新給与表との差額により給料、期末勤勉手当等を算定し、年間184千円の削減とした。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成23年度の料金改定により、年間18百円の収入増加を見込んでいる。また、経費の抑制に努めつつ、欠損金をださないようにする</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>維持管理費を抑え、基準外繰り出し金の解消を図っていく。</p>
4 その他	<p>集金業務委託の見直しを行い、料金支払いの口座振替を推進していく。 資本費負担の軽減を図るため、建設改良に伴う元利償還金について一般会計により負担金を確保する。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:千円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
/	累積欠損金比率	当初計画の目標値 (実績値)												
		延長計画の目標値												
		企業債現在高		815,616	818,758	860,316	853,316	856,342	893,499					
		延長計画の目標値				835,504	853,316	884,042	893,499		1,063,406	1,177,142	1,203,715	1,295,837

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	料金改定率							10							
	改善効果額(料金の適正化)							10,582	10,582						
	未収金の徴収対策														
	改善効果額														
	一般会計負担金の額		19,854	20,318	20,012	25,906	27,637	27,585							
	改善効果額(負担金の確保等)			464	158	6,052	7,783	7,731	22,188						
	資産の有効活用														
	改善効果額(収入増額)														
	その他()														
	改善効果額														
	【経費の削減】														
	職員給与費の適正化														
	職員給与費(退職手当以外)		13,798	14,419	15,611	22,135	21,050	21,318							
	改善効果額			184	184	184	184	184	920						
	給与水準		13,798	14,419	15,611	22,135	21,050	21,318							
	改善効果額			184	184	184	184	184	920						
	その他()														
	改善効果額														
	維持管理費等(集金業務の見直し)		318	400	400	199	184								
	改善効果額(適正化)						0	318	318						
	工事コスト														
	改善効果額(縮減額)														
	その他()														
改善効果額															
									当初計画改善効果額 合計	34,008					
									(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	10,217					

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	料金改定率							7.8							
	改善効果額(料金の適正化)							7,606		7,515	7,425	7,335	7,245	37,126	
	未収金の徴収対策														
	改善効果額														
	一般会計負担金の額														
	改善効果額(負担金の確保等)														
	資産の有効活用														
	改善効果額(収入増額)														
	その他()														
	改善効果額														
	【経費の削減】														
	職員給与費の適正化														
	職員給与費(退職手当以外)														
	改善効果額														
	給与水準														
	改善効果額														
	その他()														
	改善効果額														
	維持管理費等														
	改善効果額(適正化)														
	工事コスト														
	改善効果額(縮減額)														
	その他()														
改善効果額															
									延長計画改善効果額 合計 A				37,126		
									延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B						
									普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C						
									A+B+C				37,126		
									<参考> 延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)				25,562		

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	6,340	6,291	6,202	6,131	5,900	5,871	5,842	5,813	5,784	5,755
年間総有収水量 (千m ³)	—	—	782,483	742,205	723,196	722,933	719,318	715,721	712,142	708,581
公称施設能力 (m ³ /日)	—	—	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874
1日最大配水量 (m ³ /日)	—	—	3,097	2,719	2,757	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
最大稼働率 (%)	—	—	79.94	70.19	71.17	77.44	77.44	77.44	77.44	77.44
供給単価 (円/m ³)	—	—	131.89	150.10	150.00	166.50	166.50	166.50	166.50	166.50
給水原価 (円/m ³)	—	—	243.33	172.31	178.07	184.04	188.68	197.55	210.66	212.53

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

